

銃砲刀剣類関係事務の取扱いに関する訓令

平成22年12月22日

本部訓令第15号

この訓令は、銃砲刀剣類所持等取締法等に規定する銃砲刀剣類の所持許可等について、公安委員会及び署長の権限に属する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めたもの。